

## 第24回 京都市自殺総合対策連絡会 会議録

### <主な意見交換>

#### (1) 京都市の自殺の状況について

\*事務局から資料 P1~2 に沿って説明。

#### (2) 京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕における自殺対策の実施状況について

\*事務局から資料 P3~10 に沿って説明。

・現在、京都市自殺総合対策推進計画に掲げている数値目標は、達成しつつあるということで、良い状況として評価しつつも、平成 30 年の人口動態統計では未だ 200 人余りの自殺者がいるという危機的意識をもち、今後も自殺対策を推進しないといけない。(会長)

・資料 P2 の中で、本市の大学生の自殺の状況について、自殺割合を見ると、全国と比較して高い。しかし、今回、新たに事務局が分析した結果\*から考えると、本市の大学生の自殺死亡率は、全国と比較して低い傾向があると推測できるとの報告があった。これは喜ばしい状況であるが、一方で、大学生の自殺者が存在することも事実であり、その家族や友人等、遺族も一定数存在するという2つの視点で評価することも必要である。(会長)

※全国と比較した京都市の大学生の自殺死亡率（推測）について

「『自殺実態プロファイル (2019)』上の大学生の自殺者数 (H26 年~H30 年合計)』 ÷ 『学校基本調査』上の学生数 (H26 年度~H30 年度合計)』 × 10 万人」で算出すると、大学生の自殺死亡率について、おおよそその値が算出できるものと考えられる。この計算式で算出すると、全国と比較して、本市の大学生の自殺死亡率（推測）は低い。しかし、別の調査を掛け合わせて算出しているため、各調査の母数は異なる可能性があり、推測として扱う必要がある。

・「きょう ほっと あした~くらしとこころの総合相談会」(以下「総合相談会」という。)をより充実して実施するため、相談者として事業に参画していただいている機関から、事業の御助言やお気づきの点等あれば御意見いただきたい。(会長)

・資料 P9 の中で、総合相談会について、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、来所人数が減少したという報告があった。平成 29 年度まで弁護士ブースと司法書士ブースを別で設定していたものを、予算減の関係で、平成 30 年度から法律相談のブースとして 1 つに集約(弁護士又は司法書士が隔回で対応)したことも、来所人数が減少した原因ではないかと考えられる。弁護士も司法書士も法律の専門家であるが、相談内容は異なる。できれば、以前のように別のブースを設定していただきたい。(京都弁護士会)

・来所人数は減少しているが、悩みを抱えた人が減少しているとは考え難い。総合相談会のニーズが減っているのだろうか。来所人数の減少をどのように評価しているか。(会長)

・総合相談会に毎回来所する方もいる。総合相談会は、どのブースも無料で相談できるが、一般的に、弁護士等への相談は有料である中、リピーターによる弁護士相談を無料で実施し続けるのかという問題もある。また、総合相談会の主な目的としては、新規の相談者を、専門の相談窓口に繋げる入り口としての役割がある。このため、新規の方や学生の予約を優先する制度を導入し、工夫をしている。(事務局)

・総合相談会は、平成 24 年度から実施している事業である。現在、市民の悩みの実態等は事業開始当初から変化しているだろう。実施方法についても見直していく必要がある。(会長)

- ・実績としては、遺族の来所は少ないが、実際は遺族ということを伏せて来所される方もいる。令和2年3月5日に、α-Station エフエム京都で、総合相談会等の本市の自殺対策の取組を紹介する予定であり、新規来所者の増加に繋がればと思う。(こころのカフェきょうと)
- ・総合相談会の来所者の相談内容について、統計を出しているか。相談内容の傾向が把握できれば、相談会の体制を検討する材料になるのではないか。(京都弁護士会)
- ・今回の資料には掲載していないが、相談内容について、毎月の実績を把握している。内容は、相続の問題、メンタルの問題等、様々である。(事務局)
- ・相談内容は個人情報ではあるが、一般論として、どのような相談が多いのかということくらいは、会議資料として公表してもよいのではないか。(会長)
- ・若者の問題として、家庭内暴力やいじめ、ひきこもり等が考えられるが、本人の支援はもとより、家族支援も重要であると考えられる。子どものいる家庭に対する家族支援は何があるか。(市民委員)
- ・こころの健康増進センターに設置している相談電話においては、子育ての相談等、子どものいる家庭からの相談支援を実施している。また、各区役所・支所の子どもはぐくみ室においても、18歳未満の子どものいる家庭の相談窓口となり、必要に応じて教育委員会とも連携し、支援している。(事務局)
- ・[参考資料 P11～](#)には、京都市自殺総合対策連絡会と、京都市自殺総合対策庁内推進会議に照会し、本市内の自殺対策に関する取組を網羅的に掲載させていただいている。その中で、ライフステージに合わせた支援として、[参考資料 P25～29](#)には、若年層に対する支援についてまとめて掲載しているので、御確認いただきたい。(事務局)
- ・本連絡会は、それぞれの所属の取組を持ち寄って、情報共有及び連携し、本市の自殺対策をより推進していくという主旨で開催している。この[参考資料](#)は、各所属間の連携のために役立つツールである。公開するか。(会長)
- ・本連絡会の資料は全て公開予定である。(事務局)

### (3) 京都市こころの健康づくりに関する意識調査の実施について

\*事務局から[資料 P11～14](#)に沿って説明。

- ・ドラッグストア等で容易に入手できる咳止め薬等の乱用が、薬物問題になっていると聞く。薬物は危険であるという啓発も必要だが、薬物に頼らざるを得ない心理状態に目を向け、正しい対処方法を啓発する等、根本の対策が重要であると考えます。(市民委員)
- ・市販薬依存については、安価で入手できることから、特に若者の問題として取り上げられることが多い。(会長)
- ・恐らく、多くの大学生にとって、市販薬の過剰摂取が薬物の乱用に該当するという認識が薄いのではないだろうか。美容意識からサプリメントを摂取する女性が多いが、健康食品であるサプリメントの過剰な摂取が、乱用や依存に当たるという認識も持ちにくい。(学生団体 SMILE)
- ・一人暮らしを始め、親の目が入りづらくなる大学生くらいから、物質依存の問題が多くなるのかもしれない。(会長)
- ・市販薬の乱用・依存が流行したことを受け、市販薬の成分や販売方法について見直されたが、その規制は難しい状況であると聞く。市販薬依存に似た例でいえば、近年、エナジードリンクに含まれるカフェインの中毒や依存も問題になっている。これも、清涼飲料水として市販され、誰でも容易に入手できるものである。一般的には、法で規制されている物に対しては危険性を認識しやすいが、市販

されている物については危険性を認識することが難しく、その辺りの啓発が大切である。(事務局)

・依存症関連の調査項目については、**資料 P13**の中で設定しているが、いただいた御意見も踏まえて内容を検討していく。(事務局)

・自殺未遂の有無について質問する項目がない。自殺未遂者の支援を考える上で、設定した方がよいと考える。(京都自死・自殺相談センター)

・国の実施する自殺対策関連の調査等も参考にいただければと思う。(会長)

・調査票の回答は、紙媒体のみか。ネットでも回答できるようにするのか。(会長)

・回答方法については、紙媒体のみならず、若年層の回答率を上げるために、例えば、QR コードで読み取ってネット上で回答できる等、検討したい。(事務局)

・やはり若年層は、アンケート等もスマートフォンで回答することが多いか。(会長)

・若者のイベントにおいては、QR コードで読み取ってネット上で回答する形式のアンケートが多い。しかし、ネット回答であっても、アンケートに回答するという行為自体が面倒である若者も多くいると思う。(学生団体 SMILE)

・最近、スクールカーストという言葉テレビで聞いた。これは、いじめ等、何かしらの問題に影響するものなのか。(市民委員)

・京都府私学修学支援相談センターを開設して約6年半が経過する。この間、多くの相談支援を実施してきた。今年度の相談実績は、1月末時点で900件を超えており、昨年度よりも多い。いじめに関する相談を受ける中で、スクールカーストという言葉も聞く。(京都府私立中学高等学校連合会)